

施設基準により院内掲示する手術の件数
(医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術)

当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算するDPC対象病院です

令和6年1月1日から令和6年12月31日まで1年(暦年)の手術件数を以下のとおり掲示します

区分1		区分4(腹腔鏡下及び胸腔鏡下手術)	377 件
ア. 頭蓋内腫瘍摘出術等	17 件	その他の区分	
イ. 黄斑下手術等	0 件	ア. 人工関節置換術及び	
ウ. 鼓室形成手術等	0 件	人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	24 件
エ. 肺悪性腫瘍手術等	37 件	イ. 乳児外科施設基準対象手術	0 件
オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	35 件	ウ. ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	41 件
区分2		エ. 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	17 件
ア. 靱帯断裂形成手術等	7 件	オ. 経皮的冠動脈形成術	24 件
イ. 水頭症手術等	7 件	(1)急性心筋梗塞に対するもの	4 件
ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件	(2)不安定狭心症に対するもの	3 件
エ. 尿道形成手術等	1 件	(3)その他のもの	17 件
オ. 角膜移植術	0 件	経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
カ. 肝切除術等	21 件	経皮的冠動脈ステント留置術	104 件
キ. 子宮付属器悪性腫瘍手術等	2 件	(1)急性心筋梗塞に対するもの	18 件
区分3		(2)不安定狭心症に対するもの	13 件
ア. 上顎骨形成術等	2 件	(3)その他のもの	73 件
イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	4 件	その他の手術	
ウ. バセドウ甲状腺全摘(亜全的)術(両葉)	0 件	大腿骨近位部骨折後48時間以内に行った手術	105 件
エ. 母指化手術等	0 件		
オ. 内反足手術等	0 件		
カ. 食道切除再建術等	0 件		
キ. 同種死体腎移植術等	0 件		